

## 環境アセスメントにおける希少生物保護のタイミングに関する研究

田中 章 研究室

1561036 金井 瑞希

## 1. 研究背景・目的

日本において開発がある場合、環境アセスメントが行われている。環境アセスメントとは環境によって生じるさまざまな環境変化を予測し、それによって開発行為の適否を検討し、あるいは対策を見出すという計画方法上での一つの理念である（中村ら, 1978）。しかし、日本の環境アセスメントの生態系評価では上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される種等が選定され、その生息・生育数、確認地点などが把握されるが、ハビタット解析まで行われることは少ない（増山, 2007）。また、日本は操業後の公害だけを重視し、立地決定の段階そのものや工事段階をアセスの対象から外している。これは島津（1997）によれば結果論としても本家のアメリカのアセスの一部だけをつまみ食いしたことになると言われている。

本研究では環境アセスメント制度と種の保存法とその両者の関係性の3点について、日本の現状と先進諸国の制度及び実例を比較・分析することによって、今後の課題を抽出すると共に、それらの望ましいあり方について提言することを目的とする。その際に希少種及びそのハビタットという物理的空間の保全に焦点を当てることで、希少種の持続可能な保全について考察する。

## 2. 研究方法

本研究では日本と米国における環境アセスメントと種の保存法についての現状を明らかにし、米国の絶滅の危機に瀕する種の保存に関する法律；Endangered Species Act（以下ESA）、国家環境政策法；National Environmental Policy Act（以

下NEPA）との比較を行うことで日本の課題点を抽出する。その際、実際に種の保存法、環境アセスメントの業務を行っている環境省自然環境局野生生物課、日本の生物保全に関する専門家へのインタビュー結果、種の保存法の希少野生動植物種専門家委員会の傍聴を基に調査を行った。

## 3. 研究結果

## 3-1. 種の保存法の現状

種の保存法は希少野生動植物種等について、その捕獲、譲り渡し等の禁止、生息地等の保護によってその種の保存を図るものとして平成5年に施行された。しかし、現在レッドリストに掲載されている種（情報不足を除く）の5172種（2018）のうち国内希少種は259種と、約5%しか種の保存法ではカバーしきれていない現状がある。

## 3-2. 種の保存法とESAの比較

日本の種の保存法と米国におけるESAを物理空間的な保全という観点から比較する。

表1 種の保存法とESAの比較

	種の保存法	ESA
保全の定義	明確な定義なし	種の回復
保護地域数	生息地等保護区 7種9か所（2018）	Critical habitat 704areas（2015）
回復計画	保護増殖事業計画 51種（2018）	Recovery Plans 1312species （2018）

環境省（2018）、U.S Fish & Wildlife Service（2018）をもとに作成

日米の保護地域数、回復計画数には国土面積を考慮しても大きな差がみられる。理由として、選定に関するシステムの違いが挙げられる。日本は環

境大臣が必要と認めた場合のみ生息地等保護区、保護増殖計画が指定される。一方米国は希少種が選定種として指定される際に基本的に同時に Critical habitat と Recovery Plans が指定される。

### 3-3. 環境アセスメントと NEPA の比較

表 2 環境アセスメントと NEPA の比較

	日本	アメリカ
制度名	環境影響評価	国家環境政策法
制定年	1997	1969
複数案評価	課題あり	義務
事業対象	一定規模以上 ※規模が大きくなければ行われない	全ての事業が対象 ※Categorical Exclusions のリスト掲載事業は対象外
累積的影響	累積的影響に関する規定はない	影響に関しては①直接的②間接的③累積的な影響の検討を義務づけている (CEQ 規則第 1508.28 条)

環境省 (2018), NEPA.GOV (2018) をもとに作成

日米の環境アセスメントには対象とする事業の基準に関して明らかな相違がみられる。日本は法令により影響の大きいとされている一定規模以上の開発が環境アセスメントの対象となる。一方米国は前提としてすべての事業が対象となり、環境影響がないとされる Categorical Exclusions のリスト掲載事業のみ対象外とされる。これはアセスメント対象に関して正反対な考え方だと言える。

### 3-4. 環境アセスメントと種の保存法

環境アセスメントにおける種の保存法の希少生物保全に関するタイミングについて以下二点について環境省にインタビューを行った。①国内野生生物種が環境アセスメントの調査で生息が確認された場合、種の保存法のメカニズムはどのように働くのか。回答①種の保存法は捕獲採取等の規制に関する法律であり、希少種がいるからといって開発が中止されることはないが、生息状況を見て、回避低減が求められる。②環境アセスメントを行った際に生息や生育が確認された時は国内野生動

生物種には登録されていなかったが、その種の希少性が認められた場合、緊急の対応として発見された生物へ何らかの対応はされるのか。回答②環境アセスメントの調査では種の希少性が判断できないため、指定種として選定され開発が抑制されることはない。また、種の保存法による希少種の選定が少なくとも約一年かかることから開発の調査段階から施工までの間に選定されることがなく、環境アセスメントにおいて種の保存法で希少種が保全されるタイミングはない。

### 4. まとめと考察

日米の比較から日本の種の保存法、環境アセスメント共に法のシステムの課題が抽出された。種の保存法は種の選定と保護地域の設定方法の改善が必要である。種のみでなく、生息地を保全しなければ生息環境が悪化し、絶滅に繋がってしまう。また環境アセスメントは保全の定義を明らかにし、複数案検討ゼロオプションを踏まえた複数案検討を配慮書の段階で行わなければならない。開発は絶対的な事項であり、開発事業の場所や規模についての複数案では本来のアセスメントの目的とは異なっている。本稿ではこれらを基に事例から実際の現状をより詳細に明らかにし、今後の持続可能な動植物保護と開発のバランスに関する知見を提供している。

### 5. 引用文献

- 中村英夫, 稲村肇, 岡本憲之, 大槻忠 (1978) システム・マトリックによる環境アセスメント. 土木学会論文報告集, 第 243 号, p111.
- 増山哲夫 (2007) 環境アセスメントにおける生態系評価: 新里達也・佐藤正孝編「野生生物保全技術 第二版」: 海遊舎, 259-274.
- 島津康男 (1997) 市民からの環境アセスメント (2). 名古屋大学, p681-693.
- 環境省 (2018) 種の保存法の概要.  
<https://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/hozonho.html>, 2018.8.1
- 環境省 (2018) 環境アセスメント入門  
<http://www.env.go.jp/policy/assess/lintro.html>, 2018.1.4
- U.S Fish & Wildlife Service (2018) Endangered Species .<https://www.fws.gov/endangered/laws-policies/>, 2018.8.1
- NEPA, GOV (2018) LAWS&REGULATIONS.  
<https://ceq.doe.gov/laws-regulations/laws.html>, 2018.12.12